

【 政策名 】

【 施策名 】

【 事業名 】

【 事業費 】

1 県土の保全と防災力強化

1 災害に備えた強靱な県土づくり

2 地域防災力の強化

(千円)

施策関連事業	4,872,476
県単砂防事業	957,501

施策評価（令和3年度）

施策評価調書

基本政策 1 県土の保全と防災力強化			
施策（1） 災害に備えた強靱な県土づくり			
幹事部局名	建設部	担当課名	建設政策課
評価者	建設部長	評価確定日	

1 施策のねらい（施策の目的）

平成29年7月、8月に発生した記録的豪雨による甚大な洪水被害を受け、県が管理する河川の減災対策を加速するとともに、道路や港湾など社会基盤の整備を計画的に推進するほか、災害時に対応可能な交通基盤の整備や建築物の耐震化等により、災害に備えた強靱な県土づくりを進めます。

また、災害時の人的被害を最小化するためには、住民の円滑・迅速な避難が極めて重要であることから、市町村が行う住民避難対策を支援していきます。

2 施策の状況

2-1 代表指標の状況と分析		施策の方向性①②						
代表指標①	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
県管理河川の整備率(%)	目標			46.1	46.3	46.5	46.7	
	実績	45.9	46.0	46.1	46.2	46.4		
	達成率			100.0%	99.8%	99.8%		
出典: 県河川砂防課調べ		指標の判定		a	b	b		
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	—	—	—	—		
		東北	2位	2位	2位	2位	R3.11月 判明予定	
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、平成29年7月及び30年5月の豪雨に伴い浸水被害等が発生した河川への集中的な治水対策を進めたが、河川の整備率に直接影響しない橋梁や樋門等の構造物に係る事業が集中したことにより、目標を下回った。 令和元年度の東北6県の整備率と比較すると、本県は東北6県の平均値（43.5%）を上回っている状況にある。 								

※ 指標の判定基準

「a」：達成率 \geq 100% 「b」：100% $>$ 達成率 \geq 90% 「c」：90% $>$ 達成率 \geq 80%

「d」：80% $>$ 達成率 又は 現状値 $>$ 実績値(前年度より改善) 「e」：現状値 $>$ 実績値(前年度より悪化)

「n」：実績値が未判明

2-2 成果指標・業績指標の状況と分析

								施策の方向性③	
成果・業績指標①	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
ため池整備により解消される被害想定面積 (累積)(ha)	目標			39,550	39,800	40,050	40,300		
	実績	39,347	39,413	39,538	39,697	39,772			
出典:県農地整備課調べ	達成率			100.0%	99.7%	99.3%			
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	—	—	—	—	—		
		東北	—	—	—	—	—		
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、目標40,050haに対し、実績が39,772haとほぼ目標を達成した。 大台野堤ほか2か所において整備が完了し、新たに75haの被害想定面積が解消された。 									

								施策の方向性①	
成果・業績指標②	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成件数(累積)(件)	目標			8	16	23	30		
	実績	0	0	1	30	34			
出典:県河川砂防課調べ	達成率			12.5%	187.5%	147.8%			
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	—	—	—	—	—		
		東北	—	—	—	—	—		
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、国による「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、洪水浸水想定区域図作成業務に集中的に取り組んだ結果、目標を大きく上回り、令和3年度の目標値に達した。 令和3年度の目標値から更に対象河川を10河川追加し、作成を進めている。 									

								施策の方向性③④	
成果・業績指標③	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
県内5港湾における津波防災計画を策定した港湾数(港)	目標			2	3	4	5		
	実績	2	2	2	2	2			
出典:県港湾空港課調べ	達成率			100.0%	66.7%	50.0%			
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	—	—	—	—	—		
		東北	—	—	—	—	—		
<ul style="list-style-type: none"> 計画策定済みの港湾は、船川港(平成26年度策定)及び秋田港(27年度策定)の2港であり、現計画堤防高を超える津波が想定されている船川港のハード整備対策(令和元年度に津波避難タワー1基が完成、令和2年度に2基目の調査測量に着手)を優先的に実施しているため、残る3港湾については、計画策定に至っていない。 									

								施策の方向性④⑤	
成果・業績指標④	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
橋梁の耐震化率(%)	目標			80.8	81.5	82.2	82.8		
	実績	79.4	79.9	80.4	81.4	83.2			
出典:県道路課調べ	達成率			99.5%	99.9%	101.2%			
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	19位	23位	20位	24位	R4.3月 判明予定		
		東北	2位	3位	2位	3位			
<ul style="list-style-type: none"> 県が管理する橋長15m以上の橋梁1,152橋について、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成21年度から対策工事を実施している。令和2年度末時点で緊急輸送道路上の橋梁505橋のうち420橋が完了し、目標を達成した。 ここ数年は補修とともに耐震補強の対策費が大きい橋梁を対象としている。 									

2-3 施策の取組状況とその成果（施策の方向性ごとに記載）

① 中小河川における減災対策の推進【河川砂防課】

	指標	代表①
<ul style="list-style-type: none"> 近年の洪水被害実績のある河川のほか、甚大な被害が想定される都市河川等を優先し、計画的に改修等の整備を行っている。 平成29年7月豪雨により甚大な被害が発生した淀川（大仙市）など6河川について、災害関連事業等により改修を進めているほか、30年5月豪雨により洪水被害のあった新波川（秋田市）など2河川についても、治水対策を進めている。 平成30年5月豪雨で民家20戸が浸水した馬踏川（秋田市）については、補助事業や県単独事業により、築堤や河道掘削等を実施しており、引き続き、地域住民の安全・安心を確保するため、河川改修を進めていく。 		

② 豪雨による洪水被害や水不足への対応【河川砂防課】

	指標	代表①
<ul style="list-style-type: none"> 国直轄ダム（成瀬、鳥海）の整備促進に向け、官民挙げた要望活動など継続的に国への働きかけを行っている。また、成瀬ダムはダム堤体工事に着手しており、鳥海ダムは転流工や付替道路工事等を実施している。 管理の河川管理施設（樋門・樋管、水門）とダム施設等については、長寿命化計画を策定し、令和2年度にインフラ施設の個別施設計画に位置づけたうえで、計画的に補修補強対策を実施し、施設の延命化を図るとともに安全を確保する取組を推進（萩形ダムほか33か所〈+5か所〉で対策工を実施）している。 		

③ 県民の生命と財産を守る安全な地域づくり

【河川砂防課、港湾空港課、総合防災課、農地整備課、水産漁港課、森林整備課】

	指標	成果①②③
<ul style="list-style-type: none"> 全国的に土砂災害が頻発しており、砂防えん堤等の砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等のハード対策に計画的に取り組んだ（17地区概成〈+12地区〉）ほか、砂防関係施設の長寿命化計画を策定した。 ハード対策とあわせて、平成27年度から土砂災害防止法に基づく警戒区域指定のための基礎調査に集中的に取り組んだ結果、計画どおり令和元年度までに全ての危険箇所ですべて完了した基礎調査に基づき、区域指定を行うなど、警戒避難体制の整備等に向けたソフト対策を推進した（土砂災害警戒区域の指定7,988件（全か所）、土砂災害特別警戒区域の指定（累計）5,900件〈+380件〉）。 秋田県防災ポータルサイトにおいて、県内在住外国人等へ各種災害情報を提供するため、外国語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ベトナム語、タガログ語）及びやさしい日本語のページを構築した。 農地等の防災・減災対策として、ため池の決壊等による災害を防止するため、泉沢地区ほか29地区〈+2地区〉において堤体の補強工事等を実施した。 平成30年度に策定した県管理漁港海岸における長寿命化計画に基づき、高潮、津波、波浪等による被害を防止するため、平沢漁港海岸及び椿（船川港）漁港海岸において対策工事を実施した。 治山対策として、令和2年度は鹿角市小割沢地区ほか77か所〈△26か所〉において保安林や保安施設を整備したほか、能代市上西山地区ほか4か所〈△6か所〉で防災林造成等の整備を実施した。 港湾区域における防災・減災対策として、船川港における津波避難施設の調査測量に着手した。 		

④ 災害に対応できる交通基盤体制の整備【港湾空港課、道路課】

	指標	成果④
<ul style="list-style-type: none"> 円滑な災害応急対策活動を実施する上で重要となる、緊急輸送道路上に位置する橋梁の耐震補強を優先的に進めている（耐震化済み橋梁数420橋〈+9橋〉）。 		

⑤ 大規模地震に備えた耐震化の推進

【技術管理課、道路課、下水道マネジメント推進課、建築住宅課】

	指標	成果④
<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路以外の橋梁の耐震化対策は、長寿命化に係る修繕と併せて実施している。 市町村による耐震改修促進計画の策定（改定含む）を支援した（累計22市町〈±0市町村〉）。 住宅の耐震化について、市町村による住宅耐震化補助事業と連携し支援を行った（累計17市町〈±0市町村〉）。また、耐震診断・改修実施への普及啓発を実施した。 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、下水処理場やポンプ場及び緊急輸送路等に布設されている下水道管路の耐震化を実施している。 あきた公共施設等総合管理計画に係る建設部所管8類型15施設のうち、河川の1施設（ダム）、砂防の1施設（砂防えん堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設）、下水道の1施設（管路、ポンプ場、処理場）及び港湾の1施設（外郭施設、係留施設、臨港交通施設）について個別施設計画を策定した（全15施設〈+4施設〉について策定完了）。 		

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由
B	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表指標の達成状況については、①「県管理河川の整備率」は「b」判定であり、定量的評価は「B」。 ■ 代表指標の達成状況や施策の取組状況とその成果など総合的な観点から評価した結果、総合評価は「B」とする。

●定量的評価:代表指標の達成状況から判定する。

「A」:代表指標が全て「a」、「B」:代表指標に「b」があり、「c」以下がない、「C」:代表指標に「c」があり、「d」以下がない

「D」:代表指標に「d」、「e」を含む。ただし、「E」、「N」に該当するものを除く、「E」:代表指標が全て「e」、「N」:代表指標に「n」を含む

●定性的評価:成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から判定する。

■総合評価:定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

5 課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題(施策目標達成に向けた新たな課題、環境変化等により生じた課題 など)	今後の対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)
①	○ 全国的に集中豪雨による被害が激甚化・頻発化しており、県内においても災害発生箇所における構造物等に係る事業が集中しているため、従来の計画による中小河川の整備が進んでいない。	○ 災害発生箇所の大規模なハード対策と並行し、短期間で治水効果を向上させる伐木や州ざらい等を推進する。また、浸水想定区域図の作成や水位周知河川を追加するなど、地域の防災力強化のためのソフト対策を併せて推進する。
②	○ 高度経済成長期以降に整備された河川管理施設・ダム等の老朽化が進行しており、更新・改修に係る費用が増加している。	○ 長寿命化計画に基づき、計画的に補修補強対策を実施することで、施設を延命化し、更新・改修に係る費用の平準化を図る。
③	○ 土砂災害対策には、砂防施設等を設置するハード対策の強化と土砂災害警戒区域の地域住民への周知が必要であるが、従来に比べ異常気象による土砂災害が頻発しており、対策を要する箇所が増加しているほか、土砂災害に伴うハザードマップを整備していない市町村がある。	○ ハード対策の強化と併せて、国の補助金を積極的に活用しながら、市町村におけるハザードマップ作成の支援など、ソフト対策も一体的に進めていく。
④	○ 災害発生時における救助物資の輸送等で大きな役割を果たす緊急輸送道路が、幅員狭小のためセンターラインが引かれていないなど、整備が十分ではないエリアがある。	○ 国の補助金を活用しながら、緊急輸送道路の整備を優先度の高い箇所から進めるとともに、法面对策による安全確保についても計画的に進めていく。
⑤	○ 耐震基準を満たしておらず、耐震補強が必要な下水道処理場等が多い。	○ スtockマネジメント計画に基づく更新工事と併せて耐震工事を効率的かつ計画的に実施していく。

6 政策評価委員会の意見

--

事業コード	07010314	政策コード	07	政策名	県土の保全と防災力強化				
事業名	県単砂防事業	実施コード	01	実施名	災害に備えた強靱な国土づくり				
部署名	建設部	指標コード	03	施策目標(指標)名	県民の生命と財産を守る安全な地域づくり				
課室名	河川砂防課	班名	調整・企画管理班	(tel) 2511	担当課長名	田森 清美	担当者名	山西 龍馬	
		事業年度		昭和35年度		令和69年度			
<p>1 - 1 . 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 土砂災害は一度発生すると、人命や財産に多大な被害を及ぼし、融雪や豪雨により全国各地で甚大な被害が多数発生している。本県においても土砂災害危険箇所が多数存在していることから、本事業の実施により土砂災害危険箇所整備率を向上させ、災害に強い県土づくりを図る。</p>									
<p>1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題 近年、全国各地において土砂災害が多数発生し、人的な被害が生じている。本県においても平成25年度に入命が失われる土石流災害が発生しており、ハード対策の推進を図り、あわせて警戒避難体制の構築などソフト対策が必要な状況である。</p>									
<p>2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期 : R01 年 10 月) ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に) 地域住民、市町村からの要望書やヒアリング等) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 事業中箇所については、早期に事業を完成してもらいたい。土石流被害を防ぐため、砂防施設 (砂防堰堤、渓流保全工等) を設置してほしい。地すべり発生により人家や公共施設が損傷しているため、対策してほしい。人家裏のけがが崩れたので、対策してほしい。</p>									
<p>3 . 事業目的 (どういう状態にしたいのか) 砂防堰堤や渓流保全工等、砂防設備の整備を図り、土石流災害を防止する。地すべり防止施設の整備を図り、地すべり災害を防止する。急傾斜地崩壊防止施設の整備を図り、斜面崩壊による災害を防止する。</p>									
<p>4 . 目的達成のための方法 (重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 土砂災害の被害が及び恐れのある住民及び公共的建物の所有者 達成のための手段 砂防堰堤や渓流保全工等の砂防施設の整備 地すべり防止施設の整備 急傾斜地崩壊防止施設の整備</p>									
<p>5 . 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しましたは休廃止 評価の内容 (一次評価結果) 本事業の実施箇所は概成までに複数年を要し、単年度に投資する事業費が整備率に直接反映されるものではないが、融雪時や豪雨時には整備した施設により、土砂災害を防止する一定の効果を上げている。事業箇所の早期概成を図るため、今後とも引き続き集中投資とコスト削減により事業の効率性を高め、事業を実施していく必要がある。</p>									
<p>6 . 事業の全体計画及び財源</p>									
順位	事業内訳	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	自然災害防止事業 (砂防)	補助事業の対象とならない小規模な危険渓流に必要な渓流保全工等を施工し災害防止を図るために要する費用	216,800	76,200	5,100	140,000	140,000	140,000	140,000
02	自然災害防止事業 (地すべり対策)	補助対象とならない地すべり防止区域において、地すべり防止施設の整備を行い、地すべり災害を防止するための経費	138,066	65,734	80,200	110,000	110,000	110,000	110,000
03	自然災害防止事業 (急傾斜地崩壊対策)	補助事業の対象とならない、比較的小規模な急傾斜地崩壊区域内において防止工事を施工し、生命・財産を保全するための経費	176,649	87,528	29,700	29,700	29,700	29,700	29,700
04	局所がけ崩れ対策事業	人家5戸未満の急傾斜地崩壊危険箇所の対策工事に要する経費	40,600		6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
05	河川等整備事業 (砂防)	砂防設備内において、堆積土砂や草木の繁茂により流下断面が阻害されている箇所について、氾濫被害を防止するための河道整理等に要する経費	101,060	34,177	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
-		その他合計	369,277	693,862	571,300	648,800	648,800	648,800	648,800
	財源内訳	左の説明	1,042,451	957,501	699,900	942,100	942,100	942,100	942,100
	国庫補助金								
	県債	防災対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浸透推進事業債	966,500	875,834	619,900	862,100	862,100	862,100	862,100
	その他	市町村負担金	65,626	79,650	79,200	79,200	79,200	79,200	79,200
	一般財源		10,325	2,017	800	800	800	800	800

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているのかどうか) 適用の可否 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 { 令和02年度の効果 } / { 令和01年度の効果 } = (指標) { 令和02年度の決算額 } / { 令和01年度の決算額 } = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
総合評価	2 コスト削減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト削減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 適切な工法の比較検討により対策を実施しており、プレキャスト製品の活用等コスト削減に取り組んでいる。 本事業の実施箇所は概成までに複数年を要し、単年度に投資する事業費が整備率に直接反映されるものではないが、融雪時や豪雨時には整備した施設により、土砂災害を防止する一定の効果を上げている。事業箇所の早期概成を図るため、今後も引き続き集中投資とコスト削減により事業の効率性を高め、事業を実施していく必要がある。	A 継続 B 改善して継続 C 見直し D 休廃止 E 終了
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	A 継続 B 改善して継続 C 見直し D 休廃止 E 終了
		評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)
		政策評価委員会意見

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み		指標の種類
指標名	土石流危険渓流に対する概成率(%)	成果指標
指標式	知策済み渓流数 / (土石流危険渓流数 [通常砂防+火山砂防]) (%)	業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果)	低減目標指標	該当 非該当
指標	01年度 02年度 03年度 04年度 05年度 06年度 07年度 最終年度	
目標a	18.4 18.7 19 19.3 0 0 0 0	
実績b	16.9 17.1 0 0 0 0 0 0	
b/a	91.8% 91.4% 0% 0%	
東北及び全国の状況なし		
データ等の出典 河川砂防課調べ		
把握する時期	当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月	指標の種類
指標名		成果指標
指標式		業績指標
年度別の目標値(見込まれる効果)	低減目標指標	該当 非該当
指標	01年度 02年度 03年度 04年度 05年度 06年度 07年度 最終年度	
目標a	0 0 0 0 0 0 0 0	
実績b	0 0 0 0 0 0 0 0	
b/a		
東北及び全国の状況		
データ等の出典		
把握する時期	当該年度中 00月 翌年度 月 翌々年度 月	指標の種類
指標を設定することができない場合の効果の把握方法		
指標を設定することが出来ない理由		
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)		
1次評価		評価結果
課題に照らした妥当性	a b c	A
人命財産に甚大な被害をもたらす土砂災害の防止に寄与しており、妥当である。		B
住民ニーズに照らした妥当性	a b c	C
事業実施にあたり、地域住民及び市町村からの要望を元に事業実施箇所の選定を進めており、また近年の豪雨災害により県内においても土砂災害が頻発していることから、住民のニーズは高く、妥当である。		
県期との妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c	
法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの		
民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
本事業は砂防法第5条、地すべり等防止法第7条、急傾斜地法第12条の規定に基づき、県が実施する事業である。		
理由		